

●記入上の注意●

【1. 誓約事項】の欄は、5カ所すべてにチェックを入れてください。

【4. 対象となる高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- 現在及び過去に在学した高等学校等の在学期間等について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 「課程」の欄は、高等学校（全日）、高等学校（定時）、高等学校（通信）、高等専門学校（高専）、その他（注）の該当する□に☑をしてください。

（注）「その他」には中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）昼間学科、専修学校（一般課程）昼間学科、専修学校（高等課程）夜間等学科、専修学校（一般課程）夜間等学科、専修学校（高等課程）通信制学科、専修学校（一般課程）通信制学科、各種学校（外国人学校）、各種学校（その他）を含みます。

【5. 保護者等の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

- 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の場合は除きます。
 - ・ 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ・ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ・ 法人である未成年後見人
 - ・ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ・ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

「5-1. 生業扶助受給世帯の方」

- 生業扶助受給世帯に該当する場合は、認定基準日（7月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を提出してください。

「5-2. 非課税世帯の方」

- 非課税世帯に該当する世帯で、①「親権者※（両親）2名」から③「未成年後見人」に該当する場合には、申請書表面の【2. 申請者（保護者等）】及び【3. 申請者以外の保護者等】に記入した人の課税証明書等を提出してください。※「親権者」は令和7年7月1日現在に高校生等本人が成人（18歳）になっている場合は、主たる生計維持者」と読み替えます。
- 非課税世帯に該当する世帯で、①「親権者※（両親）2名」以外の場合は、理由欄の該当する項目を選び、□に☑をしてください。「就学に要する経費を親権者に求めることが困難なため」「その他」に該当する場合は、その理由を記入してください。
- ④「主たる生計維持者1名」に該当する場合には、高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の住民票及び課税状況が確認できる書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持するものがあるかどうかについて確認するため、健康保険証について記入してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

- ⑤「対象となる高校生等本人」に該当する場合には、高校生等本人の住民票及び課税状況が確認できる書類を提出してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいないことを確認するため、健康保険証について記入してください。

●留意事項●

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の高等学校等に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 次に該当する場合には、奨学給付金の対象外となります。
 - ・ 保護者等が海外赴任等により日本国内に住所を有しない場合
 - ・ 高校生等に高等学校等就学支援金の受給資格がない場合
 - ・ 高校生等が里親または小規模住居型児童養育事業に養育されている場合
 - ・ 高校生等が一部の児童入所施設から通学している場合（例外有）
- 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 提出していただいた申請書類は返還しませんので、ご了承ください。